

第 5 2 号 議 案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、新宿区における家庭的保育事業等の運営に関する基準を改める必要があるため